

様式第 1 号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第4回所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和8年1月15日(木) 午後2時00分 から 午後4時00分まで
開 催 場 所	所沢市役所 3階 第6委員会室
出席者の氏名	千草孝雄(会長)、近藤宏一(職務代理)、田口義明、長田悦子、落合典子、畠中智美
欠席者の氏名	藤本浩志、菅谷祐子
説明者の職・氏名	〈諮問第99号〉 国民健康保険課長 遠藤 康代 国民健康保険課副主幹 野島 博行 国民健康保険課主査 敦賀直幸 国民健康保険課主査 羽賀恵美子 国民健康保険課主任 矢澤沙季 国民健康保険課主事 川那子友希 〈諮問第100号〉 市民課長 青木 穂高 市民課主査 今泉 由紀子 市民課主査 花形 言二郎 市民課主査 並木 教至 市民課主任 西川 賢司 市民課主任 上乘 奈美
議 題	(1) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全 項目評価書の第三者点検について【国民健康保険課】(諮問第99号) (2) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全 項目評価書の第三者点検について【市民課年金担当】(諮問第100 号) (3) その他
会 議 資 料	資料No.1 諮問書及び添付資料(諮問第99号) 資料No.2 諮問書及び添付資料(諮問第100号) 資料No.3 追加資料(諮問第100号)
担 当 部 課 名	市民部市民相談課長 守谷 秀明 市民部市民相談課市政情報センター所長 田中 栄治 市民部市民相談課主事 清水 悠太 電 話 04(2998)9206

様式第2号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
守 谷 課 長	・会議の開会を宣言 ・委員8名のうち過半数である6名が出席していることから、会議が成立していることを確認
千 草 会 長	(挨拶)
守 谷 課 長	・事務局職員を紹介
議 長	(これより、審議会条例第7条第1項に基づき、千草会長が進行する。) ・配布資料の確認(事務局が資料の確認を行った。) ・傍聴者の確認(傍聴者なし。)
	議事(1) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検について【国民健康保険課】(諮問第99号)
議 長	本日の議事に入ります。審議内容について事務局から説明してください。
田 中 所 長	今回の諮問は、マイナンバー制度における特定個人情報保護評価書の第三者点検にかかるものです。事務の名称は、「国民健康保険賦課事務及び国民健康保険給付・資格事務」で、所管課は国民健康保険課です。 特定個人情報の説明、第三者点検の概要及び評価書のランクアップにつきましては、前回の会議において説明しましたが、要約しますと、特定個人情報ファイルを保有する実施機関が、特定個人情報の漏えい等のリスクの分析・軽減の措置等を記載する「特定個人情報保護評価書」のうち、「全項目評価書」については当審議会による第三者点検を受けなければならないとされています。 また、令和7年7月に公表された当市の職員による特定個人情報に関するマイナンバーの不正利用等の重大事案が発生したことを受けて、一部事務を対象として保護評価の区分の引き上げ(ランクアップ)が行われることに伴い、「重点項目」の評価書は「全項目評価」に引き上げられ、評価の再実施を行わなければならないことから、前回及び今回の会議にて第三者点検を行うものです。 評価書をご審議いただく際のポイントとしましては、評価書の内容をまとめた概要シートに記載しておりますが、どのような制度なのか、どのような情報を取り扱うのか、そして情報の連携、委託、リスク対策がどのように行われるかということになるかと思います。
議 長	審議すべき事項の概要については、事務局の説明のとおりです。それでは、実施機関の職員を入室させてください。
国民健康保険課職員	(入室、挨拶及び自己紹介)

議 長	この度の案件は、社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検を行うものです。 それでは、実施機関は評価書の説明をお願いします。
国民健康保険 課 長	まず、事前にお配りいたしました評価書の素案につきましては、令和7年11月19日から12月20日までの期間におきましてパブリックコメント手続きを行いました。意見の提出はございませんでした。 次に、今回の業務内容についてご説明いたします。 国民健康保険は社会保障制度の一環であり、全ての国民が医療を受けられるよう医療費の負担を軽減するための制度です。当課は所沢市における国民健康保険の運営及び管理を担当しており、今回は給付・資格事務と保険税賦課事務の2件をまとめた諮問とさせていただきます。 まず1項目、制度・事業の概要ですが、当課の業務内容のうち、主に保険給付、資格事務、保険税の賦課事務につきまして簡単にご説明をさせていただきます。保険給付業務では、被保険者が医療を受ける際に医療機関に対する保険給付の支払いを行います。具体的には診療報酬請求書の審査や支払い処理を行っております。資格管理業務につきましては、国民健康保険の加入や脱退の手続き、資格確認書などの発行を行っております。保険税の賦課業務につきましては、地方税法等に基づき、国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制世帯主に対して、国民健康保険税を賦課しております。 また当課におきましては、特定個人情報ファイルの保護に関する法令を遵守し、厳重な管理体制を築いておりますが、今回の事件を受けて、重要な変更が必要となるため、当該評価書全項目評価について記載内容を見直した上で評価の再実施を行うものです。 次に2項目、特定個人情報管理の概要ですが、取り扱う特定個人情報ファイルにつきましては、記載にある通り給付資格と賦課では取り扱い内容につきまして若干の差がございますが、個人番号、氏名、ふりがな、性別、生年月日、住所の5情報、電話番号、その他住民票関係の情報となっております。 次に3項目の情報連携の概要につきましては、庁内にごございます宛名システムを通じて、中間サーバーに連携対象の特定個人情報の副本を登録しております。情報連携にあたりましては、統合宛名システムを使用し、情報提供ネットワークを通じて、相手方機関の照会に応じて自動で情報を提供しております。給付・資格事務に関しましては、オンライン資格確認等のシステムで被保険者の資格情報を利用するために、国保総合システム経由で医療保険者等向けの中間サーバー等システムの委託区画へ被保険者異動情報の登録を行っております。また、保険税の算定および減免手続きなどにおいて、所得情報を参照し、市民から所得証明書の提出を省略することで、市民の負担軽減

	を図っています。 次に4項目、個人情報管理の取り扱い委託概要ですが、委託者名と委託内容につきましては記載の通りでございます。 最後に5項目、主なリスク対策といたしましては、物理的対策として、システムを利用する職員を限定し、利用者制限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけ、不正なアクセスを防止していること、また、システム操作についても、認証を受けた職員が認証を受けた機能のみ使用可能となっております。人的対策といたしましては、職員に対して情報セキュリティ研修を実施しているとともに、定期的な内部監査を実施しております。技術的対策といたしましては、アクセス制御等により業務に不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている他、システムを利用する職員をIDで特定し、操作履歴を記録することによって、不正利用を抑止しております。加えて定期的に情報システム管理者により点検を実施しております。 現在当課におきましても市民の皆様からの信頼を得るべく業務改善に努めております。具体的には統合宛名システムにつきましては、利用した職員は別に記録をとり、自治体のアクセスとの照合を行っております。また、住基ネットシステムにつきましては、市民課で管理しており国民健康保険課の権限が与えられた職員のみが、なおかつ、市民課の執務室内に行かないと作業ができない形になっております。さらに住基ネットで検索したログと、当課で作成した検索対象者のリストの整合性の確認を毎月市民課により行っております。 今後も本評価書に基づくリスク対策を行い、国民健康保険給付・資格事務および国民健康保険課事務の適正な執行を心がけてまいります。 以上で概要説明を終わりますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それでは質疑応答に移ります。委員の皆さんから質問やご意見のある方は挙手をお願いします。
田口委員	ご説明ありがとうございます。私からは時間の制約もありますので、5点まとめて質問させていただきます。 第1は、委託・再委託の関係ですが、賦課事務のほうの資料13ページに税系システムの運用保守業務をAcrocityソリューションズ(株)に委託し、同社からさらに再委託するという形になっていますが、どのような業務が再委託されているのでしょうか。また、再委託にあたって「セキュリティ管理体制を確認した上で許諾している」とありますが、この確認というのは書面上のみでの確認になるのでしょうか。 それから、委託、再委託という形で特定個人情報を取り扱う事業者が拡大していけば、おのずから漏えい等のリスクも高まってまいります。再委託は真に必要なものに限るという趣旨が形骸化しないように実効性のある形でチェック

	が行っているのかどうか、その点についてお聞かせいただきたい。 第2は、資料の18ページ、特定個人情報の保管・消去についてです。③消去方法の箇所、国民健康保険システムや中間サーバー・プラットフォームなどにおいて、ディスク交換やハードウェア更改等の際は、「物理的破壊又は専用ソフトウェア等を利用して完全に消去する」と記載されています。委託先等がこの物理的破壊などを行う際には、職員が立ち会い確認するのか、また「物理的破壊」等を行ったはずのものが流出してしまうようなことを防ぐ対応はとられているのかという点についてお聞かせください。 第3は、資料の23ページ、ファイルの不正複製リスクへの対策についてです。リスク4「特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」に対する措置では、委託業者について「覚書を締結して従業者への周知・徹底を義務付けるとともに、不要なファイルを複製しないよう従業者に周知する」等と記載されています。これらの原則が確実に遵守・実行されるようにするため、どのような措置・対応を取っているのでしょうか。周知だけではなかなか十分な対応と言えないのではないかと思いますので、これを裏付ける対応についてお聞かせいただければと思います。 第4は、資料の26ページ、操作ログの監視についてです。特定個人情報が不正又は不適切な方法で提供・移転されるのを防ぐために、操作ログの記録を保存し、点検すると書かれています。操作ログの点検・監視は、どのような頻度で、どのように実施しているのかをお聞かせください。おそらく操作ログというと、非常に膨大なデータ量になるのではないかと思いますので、その中で問題になるようなものをどのような形で見つけ出すのでしょうか。 最後に第5ですが、資料の29ページ、ネットワーク接続におけるリスク対策についてです。リスク5（不正な提供が行われるリスク）に対する措置の中で、「特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している」とありますが、「特に慎重な対応が求められる情報」とはどのようなものなのでしょうか。フラグが設定された情報が、確認を経て実際にネットワークの中で提供されることがあるのでしょうか。 以上の5点については、給付・資格事務でも同じ内容が記載されているかと思しますので、あわせて教えていただければと思います。
国民健康保険課長	1点目の委託、再委託についてのご質問については、税系システムの運用保守業務におきまして再委託されている業務の内容は、税系システムの保守におけるインフラ、ミドルウェアの保守作業やシステム技術者による作業の支援となっております。

	再委託につきましては、承認申請書を提出いただき、内容を精査し承諾しております。また承認申請書と共に当市のシステムを利用する時、技術者選任届と技術者の誓約書を提出いただき、書面にて確認をしています。 税系システムの保守については、毎月定例会を実施し、毎月の業務報告とともに、個人情報の取り扱い状況についても確認を行っております。 また、個人情報の取り扱い状況に関する報告書として、チェックシートと作業日、作業者、作業内容を一覧にした管理表を提出いただき、確認をしています。 再委託によるリスクについては、漏えい等のリスクも高まることを委託業者とも共有し、再委託の必要性を精査した上で承認し、作業内容の報告についても引き続き確認をしていきたいと考えております。 2 点目の特定個人情報の保管・消去でございますが、こちらについては委託契約の中に秘密情報および個人情報の取り扱いに関する特記事項を盛り込んでおり、その中で当方が立会いを求めれば、委託業者が応じることになっておりますが、現時点で立会いを行った実績はございません。ディスクの交換やハードウェアの更改の際には実施後に報告を受けることになっております。また、それらの流出を防ぐ対応につきましては、それぞれの業者が、プライバシーマークの付与などを受けた業者であることを鑑み適切な対応がなされているものと考えております。 3 点目のファイルの不正複製リスクへの対策についてのご質問でございますが、委託先については先ほど申し上げました通り個人情報を適切に管理していると評価された事業者が使用できるプライバシーマークを取得していることを確認しておりますので、無許可でデータを複製してしまうようなことを防ぐ措置がそれぞれの社内でも講じられていることを確認しております。 4 点目の操作ログの監視でございますが、その点検箇所の頻度のご質問があったかと思えます。国民健康保険課におきましては、所属長がシステムの利用にあたって、事前に承認を行い、事後の検索対象者のリストとの整合性をチェックしております。操作ログの確認頻度につきましては、市民課により毎月行っております。 最後のご質問、ネットワーク接続におけるリスク対策についてのご質問でございますが、不正な提供が行われるリスクの中の特に慎重な対応が求められる情報といいますのは、ドメスティックバイオレンスや虐待を受けているなどの支援措置対象者の情報といったものが考えられます。自動応答不可フラグを設定された情報につきましては、医療機関から情報照会があった場合、閲覧できないように設定されており提供しておりません。またそのような照会があった場合は提供するかどうかを審査することになりますが、現時点ではそのような
--	---

	照会はほとんどないものでございます。
田 口 委 員	1番の委託・再委託については、そもそもむやみに委託・再委託に出しているわけではないし、再委託に当たってはセキュリティ管理体制等を十分確認しているの、実効性が確保できるような形で運用しているということでしょうか。
国民健康保険 課 長	その通りでございます。
田 口 委 員	ちょっと素朴な質問ですが、再委託会社というのは、大体、委託会社と場所は同じところにあるのでしょうか。あるいは再委託の会社は違うところで仕事をするというようなことでしょうか。委託・再委託の実態はどのような感じなのか、外部の者には分かりにくいものですから、教えていただければと思います。
国民健康保険 課 長	Acrocity ソリューションズ(株)からの再委託先につきましては、Acrocity ソリューションズ(株)とはまた別のところで作業しているものでございます。
田 口 委 員	それに伴うリスクは、特段心配する必要はないということでしょうか。素人的に考えると、別の場所で仕事をしていると、委託先企業はプライバシーマークを取っていても、そこの目が及ばない再委託先の会社で何をやっているかがコントロールしきれなくなるようなことだと心配という気がしますが、その点は大丈夫なのでしょうか。
国民健康保険 課 長	再委託の承諾申請書にもありますが、Acrocity ソリューションズ(株)が長年保守業務等を委託しているような業者と聞いております。また、作業をする職員については、誓約書等を提出していただいているということから、そのようなリスクはないものと考えております。
田 口 委 員	いずれにしても、委託・再委託という形態をとって特定個人情報の扱いがルーズになるというようなことのないように、実効性のある形でしっかりとやっていただきたいと思います。 消去については、物理的破壊作業への立会い実績は特にないが、誓約書等を取ってきちんとやっているということで安心してよろしいのでしょうか。
国民健康保険 課 長	立ち会った実績はありませんが、過去にも例えば Acrocity ソリューションズ(株)において端末の入れ替えなどがあつた際は、社内で端末情報を全て消去し、市のシステムに全く繋がらないということを複数人で確認した後に廃棄したことを確認しております。その後、市にも報告書が提出されています。
田 口 委 員	報道などでは、例えば廃棄したはずのデータがよく分からない経路を通過して漏えいするという事件なども見聞きするわけですので、この廃棄、消去というのが意外に漏えい等のリスクに繋がるということもあり得ますので、そういう対応を厳格にやっていただければと思います。 それから不正複製のリスクについては、携わる職員の方、委託業者、再委託業者等と広がっても、きちんとしたルールに基づいて、複製ができないよう

	に運用しているということかと思います。プライバシーマークを取得している業者が行っているので、社内でのチェックもしっかりとやっているとありますが、折りに触れてその注意喚起、あるいは本庁からのチェックをしっかりとしていただければと思います。 操作ログの監視については市民課の方で毎月行っているということですが、その操作ログというのは膨大な記録になるので、それを漫然と見ていたのでは何が問題なのかは分かりにくいと思います。その点は、皆さんが経常的に業務を行っている中で問題があればチェックできるような形で運用されているのかどうか、再度確認をしたいと思います。
国民健康保険課長	国民健康保険において、市民課で確認することは件数としてはそこまで多くありません。他市からの転入の方で所得状況がわからないような方について確認するといったものでございますので、そこまで膨大な数ではないということです。私の方で事前に承認をしたものと市民課で確認されたアクセスのあった方のリストを照合し、それ以外の方にアクセスをしていないかということは確認しております。
田口委員	そこは課長まで上がり、検索状況と照合されているということですね。
国民健康保険課長	おっしゃる通りです。
田口委員	最後の特に慎重な対応を求められる情報、いわゆるセンシティブ情報ですが、ご説明によればDVや虐待の関係の情報、それに関連した支援措置対象者の情報ということで、そういうものがネットワークの中で自動的に動いてしまうと、これは心配ですけど、きちんとフラグを立てて確認を経て対応されているということですが、そういう仕組みの中でセンシティブ情報がネットワークの中で動くことはあるわけですね。
国民健康保険課長	ないということはないです。
田口委員	主に行政機関へ提供される形で使われるものでしょうか。
国民健康保険課矢澤主任	行政機関同士でその方の情報をやり取りすることは可能性としてはありますが、国民健康保険ですとそのような情報を見に来るのが大体医療機関となります。行政機関でやり取りするときには、もし必要があるところらで判断をしたり、審査をした上で提供したりすることはありますが、医療機関への提供というのは一切ありません。
田口委員	分かりました。 以上、5点ほど聞かせていただきましたが、そのような形でしっかりとやっているということですので、ある程度安心はしましたが、それが実効性のある形で実施されていくように今後とも十分ご留意・ご注意いただければと思います。そ

	の点を要望して、私の質問とさせていただきます。
議 長	委員の皆様からその他質問等がありますか。
長 田 委 員	健康保険は結局マイナンバーを使うようになっていくわけですね。そうすると、市はなるべく医療機関ではマイナンバーを使用して、今の確認書をやめたいわけですね。
国民健康保険 課 長	マイナンバーカード自体を使用することはありません。 マイナンバーカードを使用して、オンラインで資格確認に繋がるということはありませんけれども、その番号自体には保険情報等が入っておりません。
長 田 委 員	扱いとしては国民健康保険課がやるわけではないのでしょうか。 個人が使用していくと、医療機関のデータは集まってきますよね。
国民健康保険 課 長	医療機関での受診のデータは、資格確認書を使用しても、マイナンバー保険証を使用しても同じようにオンライン上に集まります。
長 田 委 員	そうすると現状はどんどん増えていっているということですね。
国民健康保険 課 長	マイナンバー保険証の利用率は上がっております。
長 田 委 員	ちょっと思いついたことで聞きたいのですが、事業者名が Acrocity ソリューション(株)というところで、様々な課からこの事業者名が出てきていますが、この契約は所沢市として行っているのでしょうか。
国民健康保険 課 長	おっしゃる通りです。
長 田 委 員	この事業者で事故が起きた場合は、同じ事業者を同様に使っているわけですから、全部に影響してくるわけですね。
国民健康保険 課 長	Acrocityソリューションズ(株)は所沢市において税系システムを取り扱っている会社になります。その税系システムのなかに、現在は国民健康保険の給付や資格確認の業務が入っているという考え方です。
長 田 委 員	そうすると所沢市の税金関係は、ほとんどこの事業者が取り扱っていると考えればよろしいのでしょうか。
国民健康保険 課 長	所沢市の税系システムはその通りです。
長 田 委 員	この事業者との契約は相当長いのでしょうか。
国民健康保険 課 職 員	10 年くらいです。
長 田 委 員	この契約は、3 年ないし 5 年契約の中で見直しを行い、結果的に 10 年を過ぎて更新しているということでしょうか。
国民健康保険 課 長	その通りです。

議 長	他に質問はありますでしょうか。
近 藤 委 員	確認のお願いのような話ですが、資料No.1-1、17ページ、特定個人情報の保管・消去、②の保管期間のところに「しかしながら時効の中断・停止により・・・削除する。」と出てきていますが、令和2年の民法改正で時効の中断や停止という言葉ではなく、更新や完成猶予という言葉に変わっていると思いますので、この言葉が正しいかどうか確認をいただければと思います。
国民健康保険 課 長	承知いたしました。ありがとうございます。
近 藤 委 員	もう1点は、この後の諮問第100号において、概要シートのうち物理的対策として「生体認証によりサーバー室への入室を制限し、室内には監視カメラを設置しております。」という記載がありますが、今回の国民健康保険課の方には監視カメラを設置しているという記載は、概要シート、全項目評価書には見当たりません。実際、監視カメラの設置はどうなっているのでしょうか。
国 民 健 康 保 険 課 矢 澤 主 任	現在は7階のサーバーが集まっている部屋に置いてあり、そこには監視カメラや生体認証がございます。生体認証については、登録されている方だけが入室できるような形になっており、監視カメラは24時間稼働しています。
近 藤 委 員	国民年金の事務では監視カメラを設置しているという記載があり安心かなというところもありましたので、その内容も可能なら入れてもよいのかなと思います。
議 長	他に何かありますでしょうか。
畠 中 委 員	所管の方に聞くことではないのかもしれませんが、前回評価した特定個人情報ファイルの概要のところ、前回は4情報で今回は5情報ということで、この違いはどのような違いがあるのでしょうか。
国 民 健 康 保 険 課 敦 賀 主 査	5情報というのは、4情報にプラスしてふりがなということで、国民健康保険課としては5情報を取り扱っています。
畠 中 委 員	その点は分かりますが、ふりがなを振るパターンと振らないパターンに差があるのかという素朴な疑問です。
国 民 健 康 保 険 課 矢 澤 主 任	マイナンバーを健康保険証として利用する際に、厳格な本人確認と正確な資格情報を照会するために、国民健康保険の方では5情報を取り扱っています。加入者のマイナンバーを取得する場合には、必ず5情報で照会するように設定されていますので、国民健康保険課では、5情報を取り扱っています。
畠 中 委 員	国からの申し入れで5情報を使用しているということでしょうか。
国 民 健 康 保 険 課 矢 澤 主 任	その通りです。
畠 中 委 員	ありがとうございます。
田 中 所 長	補足しますと、前回の税の評価書では4情報という形になっています。

議 長	その他に何かありますでしょうか。
田 口 委 員	国民健康保険ではふりがなの情報も照合しているとのことですが、同姓同名の人もいますよね。この4情報にプラスしてふりがなというのは、マイナポータルに繋ぐときには5情報になるということでしょうか。 税ではふりがなを含まない 4 情報で業務を行っており、国民健康保険のシステムでは、ふりがなの情報も基本情報として使うように折り込んでいるという違いがあると理解すればよろしいでしょうか。
国民健康保険 課 長	4情報だけではなく、ふりがなを含めた5情報全て合わないと思えないという形になっています。 漢字は同じだけれど、読み方の違う方と繋がってしまうことのないように非常に厳格に照合しているということです。
田 口 委 員	より厳格な扱いをして、漢字は同じだけれど読み方の違う方と繋がることがないようにしているわけですね。
国民健康保険 課 長	その通りです。
田 口 委 員	ありがとうございます。 マイナンバーカード自身にはふりがな情報は入っていないのですよね。
国民健康保険 課 長	その通りです。
田 口 委 員	別途ふりがなの情報は住民基本台帳に入っていて、それと繋がっているということですね。
国民健康保険 課 長	その通りです。
議 長	その他何かありますでしょうか。
委 員 一 同	(質問等なし)
議 長	それでは、審議の結果、評価書の内容を認めた答申を出すということによろしいでしょうか。 答申書の作成については事務局に案を作成していただき、各委員にて確認を行うこととしますが、事務局はそれによろしいでしょうか。
委 員 一 同	(異議なし)
議 長	審議のまとめに入る前に5分間の休憩を取りたいと思います。 実施機関の職員は退席してください。
職 員 一 同	(退室)
議 長	それでは再開いたします。 事務局は答申の案を読み上げてください。
田 中 所 長	それでは、答申の文面について、確認させていただきます。 「諮問第 99 号答申」 本件諮問の対象は、保護評価区分の引上げに伴う「国民健康保険賦課事

	務」及び「国民健康保険給付・資格事務」に係る特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の所沢市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検となります。 全項目評価書については、市民の特定個人情報保護の観点から、包括的かつ適切に評価されて評価がなされていること。また、リスク対策の内容についても、物理的、人的、技術的の各側面で必要な対策が講じられていることから特に問題ありません。 ただし、これらの対策は、その実効性を確保することが何よりも重要であることから、記載内容が十分に遵守され、確実に履行することを求めます。特に、ログの監視などリスク対策の徹底及び不正利用の防止に万全を期すよう求めます。 併せて、委託先等に対し、保護措置の徹底を図るとともに、定期的に委託先や再委託先における個人情報の取扱いを把握するよう求めます。 以上です。
議 長	ただいまの答申案について質問・意見がある方は挙手をお願いします。
田 口 委 員	第 2 段落、「全項目評価書については、市民の特定個人情報の観点から」のその後の「、」はいらないのではないのでしょうか。 また、「・・・評価がなされていること。」となっていますが、「。」ではなく「、」ではないのでしょうか。「特定個人情報保護の観点から包括的かつ適切に評価がなされていること、また、リスク対策の内容についても物理的、人的、技術的の各側面で必要な対策が講じられていることから、」と 2 つのことから特に問題ないという点で、「特に問題ありません。」の前に「、」があっても良いと思います。
田 中 所 長	1行目の最後の「、」を削らせていただいて、次の行の「。」を「、」に修正し、その2行下の「対策が講じられていることから」の後に「、」を入れるということでしょうか。
田 口 委 員	その通りです。 また、最後の段落で「併せて、委託先等に対し、・・・を把握するよう求めます。」とありますが、最後の行でのみ再委託先を特記しているのは平仄があわないですね。再委託先を書くなら、その上の行も委託先、再委託先とするか、上の行を「委託先等」にするのであれば、その下も「委託先等」としてよいのではないのでしょうか。
田 中 所 長	最後から2行目、「委託先、再委託先」を「委託先等」に修正させていただきますが、よろしいでしょうか。
田 口 委 員	承知しました。
議 長	他に何かありますでしょうか。
委 員 一 同	(質問等なし)

議 長	それではこの内容で答申してよろしいでしょうか。
委 員 一 同	(異議なし)
議 長	続きまして議事に移ります。 はじめに、審議内容について事務局から説明してください。
田 中 所 長	先ほどの議事にて、特定個人情報保護評価の概要は説明いたしましたので省略させていただきます。 今回の諮問もマイナンバー制度における特定個人情報保護評価書の第三者点検にかかるものです。事務の名称は国民年金関係事務、所管課は市民課の年金担当でございます。 評価書をご審議いただく際のポイントとしましては、評価書の内容をまとめた概要シートに記載しておりますが、どのような制度なのか、どのような情報を取り扱うのか、そして情報の連携、委託、リスク対策がどのように行われるかということになるかと思えます。
議 長	審議すべき事項の概要については、事務局の説明のとおりです。それでは、実施機関の職員を入室させてください。
市民課職員	(入室、挨拶及び自己紹介)
議 長	この度の案件は、社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検を行うものです。 それでは、実施機関は評価書の説明をお願いします。
市 民 課 長	はじめに資料の追加をお願いいたします。お手元に評価実施手続きというものがあろうかと思います。こちらは事前にお配りした評価書の20ページを抜粋したものでございまして、記載内容に追加でございますので、改めてお配りするものでございます。 追記した内容でございますけれども、2の「国民、住民等からの意見の聴取」につきまして、意見聴取の結果が記載されておりましたが、令和7年11月20日から12月19日におきまして、パブリックコメントを実施いたしましたところ、1名の方から1件のご意見をいただきましたのでそちらについて追加で記載させていただいたものとなっております。なお、ご意見の内容でございますけれども、国民年金事務に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)素案に記載の誤り等があるため、内容を再確認の上、評価書を再作成し、改めてパブリックコメントのやり直しを求めるといったものでございました。本市としては、記載の誤り等につきましては、本評価書素案の最も重要であるリスク対策の記載におきまして、重大な瑕疵があったものではないと判断して、当初の予定どおりパブリックコメントを実施いたしました。なお、パブリックコメントにおきましてご指摘いただきました意見等につきましては、精査いたしまして、必要な箇所は修正し、今回配布いたしました案に反映させていただいております。

	す。 それではお手元の諮問書別紙、概要シートに沿って説明をさせていただきます。はじめに、制度・事業の概要でございます。 国民年金制度は、国から権限を委任された業務及び事務を委託された業務を日本年金機構が実施しており、国民年金や厚生年金などの年金に関する情報は、日本年金機構が一元管理しております。市では、国民年金法等に基づき、法定受託事務として国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の国民年金被保険者関係届書の受付や国民年金保険料の免除等に関する申請・届出の受付、及び老齢基礎年金等の年金請求受付などをマイナンバーや基礎年金番号を用いて事務を行い、日本年金機構へ報告しております。国民年金システムは主に窓口対応の他、日本年金機構へ報告するデータの作成に利用しているところでございます。 国民年金事務に関する特定個人情報保護評価書は、以前、重点項目評価でございましたが、この度の事案を受けて、市として保護評価のランクアップに該当する事案が発生しましたことから、全項目評価として特定個人情報保護評価の再実施を行うものでございます。 次に、特定個人情報ファイルの概要でございますが、取り扱っている情報は、個人番号と氏名、氏名のふりがな、性別、生年月日、住所の5情報と、年金関係情報、地方税関係情報になります。 次に、情報連携の概要でございますが、情報提供ネットワークシステムを利用しての情報連携は実施しておりませんが、市で事務を行った国民年金に関する情報は日本年金機構に報告いたしますので、それについてご説明いたします。目的といたしましては、年金情報を一元管理している日本年金機構において、被保険者等の正確な資格情報等を管理するためであり、項目は先ほどの特定個人情報ファイルの内容と同様となります。情報の取得および提供の方法といたしましては、紙及び電子記録媒体を用いて行っているものでございます。 次に特定個人情報ファイルの取り扱い委託内容でございますが、事業者名は富士通ジャパン株式会社となりまして、委託の内容につきましては、国民年金システムの運用や保守等全般を委託しております。 最後にリスク対策でございますが、まず、物理的な対策といたしましては、生体認証によりサーバー室への入室を制限し、室内には監視カメラを設置しております。また、電子記録媒体や紙媒体につきましては、執務室内の施錠できる保管庫で管理しております。人的な対策といたしましては、庁内において定期的な内部監査を実施している他、職員に対しましては、情報セキュリティ研修を実施しております。情報漏洩事件等に関する情報を職員に共有し、個人
--	---

	情報保護に関する意識の向上を図っております。技術的な対策といたしましては、システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録することによって不正利用を抑止しているところでございます。 説明は以上でございます。
議長	ありがとうございました。 それでは質疑応答に移ります。委員の皆さんから質問やご意見のある方は挙手をお願いします。
田口委員	私からは4点ご質問させていただきます。 第1は、資料8ページ、委託・再委託の関係です。国民年金システムの保守・運用業務を富士通ジャパンに委託し、同社からさらに再委託するとなっております。委託、再委託という形で特定個人情報を取り扱う事業者が拡大すれば、おのずと漏えい等のリスクも高まっていくと考えられますが、再委託は真に必要なものに限るという趣旨が形骸化しないように、実効性のある形でチェックが行われているかご説明いただければと思います。関連して資料13ページでは、「委託元は、事前通知なく個人情報の取扱状況について報告を求めることができる」とありますが、実際に報告を求めたことはあるかどうかを教えていただければと思います。 第2は、資料9ページ、特定個人情報の保管・消去についてです。「③消去方法」の箇所、中間サーバー・プラットフォームにおいて、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用事業者において、「物理的破壊により完全に消去する」とされています。委託先等がこの物理的破壊を行う際には、職員が立ち会い確認するのか。また、「物理的破壊」を行ったはずのものが流出してしまうようなことを防ぐ対応はとられているのかどうか教えていただきたいと思います。 第3は、資料12ページ、ファイルの不正複製リスクへの対策についてです。リスク4で、特定個人情報ファイルが不正に複製されることのないよう「リスクに対する措置の内容」の欄で、委託業者については、無許可のデータ複製を禁止していると記載されています。それでは、委託先等が無許可でファイルの複製を事実上してしまうようなことを防ぐ措置はとられているのでしょうか。この点について、相手の善意のみに頼っていることはないか教えていただきたいと思います。 第4は、資料16ページ、ログの監視についてです。先ほどの特定個人情報の漏えい等のリスクに対する「⑥技術的対策」の中で、「アクセスログ・操作ログを記録する」とあります。このログの点検・監視は、どのような頻度で、どのように実施しているのかを教えていただければと思います。

市 民 課 長	1 点目のご質問ですが、令和7年7月にデジタル戦略課から各所属に照会がありまして、外部委託先に関するセキュリティ要件チェックシートという文書が通知されております。そちらに基づいて委託業者に自己点検を実施させておりまして、その回答を業者の方から提出させるということで、十分なセキュリティ対策が実施されているということを確認したところでございます。 2 点目のご質問ですが、物理的破壊の前に職員の方で端末内のデータを、データ消去専用ソフトを用いて抹消いたしまして、その後、業者に委託して物理的破壊を行っております。データ消去の際にリスク証明等によりデータが消去できなかったという場合には、職員が立ち会い、完全に物理的に破壊されたことを確認しているところでございます。 3 点目のご質問ですが、不要なファイルを業者が複製できないようにするため、容易に複製できるUSBメモリなどの簡易媒体の利用を制限しているところでございます。 最後に4 点目のご質問ですが、まず住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、月に一度、不正なアクセスがないか、ログの確認を行っております。それから住民記録システムと年金システムにつきましては、年1回、デジタル戦略課が照会を各課にいたしております。まさに今照会がなされているところでございまして、確認作業を行っているところなのですが、指定された期間に不正なアクセスがないかログの確認を行っているところでございます。 以上でございます。
田 口 委 員	ありがとうございます。 確認をさせていただきますと、まず委託・再委託については、昨年、デジタル戦略課からのチェックシートに基づいて自己点検をさせ、十分かどうか点検事項を確認しているということかと思いますが、個別に委託、再委託をするときに市民課で確認をするということもあわせてやっているのでしょうか。チェックシートによる確認というのは、包括的に全般的にやるということでしょうか。それとも個別に委託、再委託の契約をする都度やるものかどうかを教えていただきたい。
市 民 課 西 川 主 任	再委託につきましては、契約時に再委託承認申請書を提出していただいて、内容を精査した上で承認しております。その他にも技術者選任届を個別に出していただいておりまして、その技術者として選任された方に対して、さらに漏洩等がないように誓約書を出していただいております。
田 口 委 員	そうしますと、富士通ジャパンに委託をするときに確認をし、富士通JAPANから何か特定の業務について他の事業者に再委託をするときに申請を出してもらい、さらに技術者等の状況を確認しているという、その都度十分に確認しているということでしょうか。

市 民 課 西 川 主 任	その通りです。
田 口 委 員	本庁から漏れることがないとは限りませんが、むしろ委託、あるいは、さらにそこから再委託されて業務が行われる過程で、どこから漏れてしまうということがしばしば起こるわけですから、そのような点を踏まえて、十分効果がある形でチェックをしていただきたい。そうした点は、ルールとしてはできているかと思いますが、それが十分効果を上げるように今後もやっていっていただきたいと思います。 それから2番目のデータの抹消については、まず市民課でデータ自体を抹消した上で、その媒体を委託業者に渡し、破壊をさせているということで、万が一、業者の方で引き取ったものが流出したとしてもデータが漏れることはないということですね。
市 民 課 西 川 主 任	その通りです。
田 口 委 員	それから無断で複製されることはないかという 3 番目の点は、そもそも複製ができないようにシステム上してあるという趣旨でしょうか。
市 民 課 花 形 主 査	おっしゃる通り、システム上無許可のUSBメモリを挿しても認識されない形になっております。
田 口 委 員	委託先でも同じですか。
市 民 課 花 形 主 査	委託先についても同様です。
田 口 委 員	USB メモリを差し込んでも使えないということでしょうか。 かつて何年か前に、他市において不正に複製されて、それを再委託先の担当者が持ち歩く中で紛失してしまったという事件がありましたが、そのようなことは所沢市では起こり得ないということでしょうか。
市 民 課 花 形 主 査	原則、許可されていないものについては起こり得ませんが、仮に許可した場合にそのようなリスクがあることは否定できません。 しかし、ほとんどUSBメモリを使用して事業者が持ち帰るということは認識している限りありませんので、ほぼないということで大丈夫かと思います。
田 口 委 員	そのあたりをぜひ実効的に、確実にしていただければと思います。漏洩等のルートとして一番あり得るのはこのようなルートではないかと思いますので、その点はしっかり進めていただければと思います。 それから最後のログの確認は、市民課で毎月ログの確認を行い、かつ、デジタル戦略課からの通知に基づく確認作業もしているということでしょうか。このような幾層かの確認を行い、不審な操作履歴がある場合にはチェックできるということでしょうか。

市 民 課 長	その通りです。そもそも住基ネット自体が他所属の者は、市民課に来ないと利用できないものとなり、利用の際には必ず複数の職員でということで今徹底しております。また、ログの突合についても月に一度行っており、不一致があるようなものでありますと、所属長を通じて通知しているところでございます。
田 口 委 員	ログの突合は分量的にはどのようなものなののでしょうか。我々にはよく分からないのですが、麦わらの山の中から針 1 本を見つけるというイメージではないのでしょうか。
市 民 課 長	各所属の方で検索する対象者リストを出していただきまして、そちらとこちらで持っているログを突き合わせいたします。例えば、その対象に載っていない方のログが出てきましたら不正の可能性もありますので、そのような場合にはリストに載っていない方が検索されていますということでお伝えをし、対象者とは違う対象者を検索している場合など、突合して不一致が出れば必ずその結果を報告しております。
田 口 委 員	ログの突合が情報管理の最後の砦みたいなものだと思いますので、今後ともしっかりやっていただければと思います。
議 長	他にありますでしょうか。
田 口 委 員	追加で配っていただいた No.3 の資料ですが、一部修正をしたということで重大な修正ではないという説明でしたが、可能な範囲でどのような内容か教えていただければと思います。
市 民 課 並 木 主 査	1 点目は資料20ページ、基礎項目評価の実施日に日付が入っております。本来、ここには公表日が入ってくるものなので、日付が入っていることはおかしいという指摘でした。 2 点目は資料5ページ、事務の内容のフロー図の下に特定個人情報の流れというものが表記されているかと思いますが、こちらの事務の方でわかりやすいと思い個人番号の流れという表記をしてしまったら、この表記はおかしいということで指摘を受けました。
議 長	他に質問やご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。
長 田 委 員	去年の7月にデジタル戦略課から来たアンケートに答えるというのは、職員がアンケートに答えるわけですね。その結果を委託先に提出するということでしょうか。
市 民 課 長	そうではなく、業者にチェックシートを通知で送りまして、それに回答させるというものになります。
長 田 委 員	業者側の自己点検ということでしょうか。
市 民 課 長	おっしゃる通りです。
長 田 委 員	担当している職員が何かを指摘するという意味ではないのですね。

市 民 課 長	自己点検をさせることによって、この通りに実施していくということをまず宣言させ、そのことによって、不正なことがないようにそこを担保していくという意味合いがあります。
長 田 委 員	年に1回やるチェックシートというのは、毎年同じものではなく、多少変化しているのでしょうか。
市 民 課 長	こちらにつきましてはデジタル戦略課で作成しているものですが、毎年見直しをしながらやっているものと考えております。
長 田 委 員	ありがとうございます。
議 長	他に何かありますでしょうか。
委 員 一 同	(質問等なし)
議 長	それでは、審議の結果、評価書の内容を認めたとした答申を出すということによろしいでしょうか。 答申書の作成については事務局に案を作成していただき、各委員にて確認を行うこととしますが、事務局はそれによろしいですか。
委 員 一 同	(異議なし)
議 長	審議のまとめに入る前に5分間の休憩を取りたいと思います。 実施機関の職員は退席してください。
職 員 一 同	(退室)
議 長	それでは再開いたします。 事務局は答申の案を読み上げてください。
田 中 所 長	「諮問第100号答申」 本件諮問の対象は、保護評価区分の引上げに伴う「国民年金関係事務」に係る特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の所沢市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検となります。 全項目評価書については、市民の特定個人情報保護の観点から包括的かつ適切に評価がなされていること、また、リスク対策の内容についても物理的、人的、技術的の各側面で必要な対策が講じられていることから、特に問題ありません。 ただし、これらの対策は、その実効性を確保することが何よりも重要であることから、記載内容が十分に遵守され、確実に履行することを求めます。特に、ログの監視などリスク対策の徹底及び不正利用の防止に万全を期すよう求めます。 併せて、委託先等に対し、保護措置の徹底を図るとともに、定期的に委託先等における個人情報の取扱いを把握するよう求めます。
田 中 所 長	また、諮問第99号の答申につきましても、諮問第100号の第2段落以降と同様でございますので、併せてご確認いただければと存じます。

議 長	ただいまの答申案について質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。
委 員 一 同	(質問等なし)
議 長	それでは、この内容で答申してよろしいでしょうか。
委 員 一 同	(異議なし)
議 長	ありがとうございました。 続きまして、議事3その他に移ります。事務局から説明をお願いします。
田 中 所 長	はじめに現在のところ、追加の諮問はございません。 続いて、次回の会議についてですが、市長から、現在のところ諮問は届いていないため、当面開催の予定はございません。 なお、令和8年7月から8月頃に審議会を開き、所沢市の情報公開制度や個人情報保護制度の実施状況について報告する予定です。また、国は個人情報保護法の改正案を国会に提出する予定であるとの報道がありましたので、改正案の内容等について報告できればと考えております。
議 長	ただいまの説明について、委員の皆様からご質問はありますか。
委 員 一 同	(質問等なし)
議 長	特に無いようですので、本日の審議を終了いたします。 以後の進行を事務局へお返しいたします。
守 谷 課 長	・会議の閉会を宣言

以上